

(様式第1号)

平成23年8月2日

宇部市長 様

団体名 宇部未来会議
所在地 宇部市琴芝町2-1-47
代表者 会長 藤重雅明 印

市民提案型協働事業助成金交付申請書

宇部市市民提案型協働事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて、助成金の交付を申請します。

記

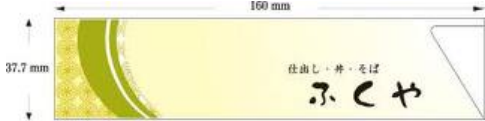
企画提案事業名	居酒屋バスによる中心市街地活性化計画
助成金交付申請額	200,000 円
提出書類	・ 事業企画提案・収支予算書（様式第2号） ・ 団体概要書（様式第3号） ・ 団体の規約又は会則等 ・ 申請年度の前年度に係る団体活動実績及び収支決算の内容を記した書類 ・ 団体の活動状況について参考となる書類
担当者の連絡先 (通知書等郵送先)	〒 755-0033 住所 <u>宇部市琴芝町2-1-47</u> 氏名 <u>藤重雅明</u> 電話 <u>(0836) 21-0063</u> 携帯番号 <u>090-7503-7370</u> E-mail <u>info@ube3.com</u>

(様式第2号)

事業企画提案・収支予算書

(1) 事業企画提案内容

企画提案事業名	居酒屋バスによる中心市街地活性化計画	
実施期間	平成23年 9月 15日 ~ 24年 3月 10日 (仮)	
実施場所	宇部市中心市街地	
企画提案の理由 ※解決したい社会的課題や求められている市民ニーズなど	<p>宇部市において中心市街地は飲食店が集中している最も賑う飲み屋街であり、宇部市の街の魅力の1つでもあります。しかし全国的に居酒屋などの市場規模はピーク時に比べ30%減少しており、毎年のように減少傾向にあります。この減少傾向は宇部市の中心市街地にも言えることであり、同時に宇部市の街としての魅力が失われつつあると言えます。</p> <p>原因としては景気低迷による消費者の節約志向等々複数の要因が生じての事ですが、宇部市の場合は交通事情という問題が需要を生かしきれていない大きなネックとなっています。</p> <p>近年の飲酒時に対する交通事情の変化やドーナツ化現象により、中心市街地へ飲みに行きたくても住宅地から中心市街地までの交通手段がなかったり、行き帰りの交通費が飲食代より高くかかってしまう地域が少なく、そのために中心市街地へ飲みに行くのを控える人達が多くいます。</p> <p>しかし、逆手に取ればその交通事情の改善によって中心市街地への集客増加が見込めます。</p>	
実施の目的 ※現状の課題等をどのようにしたいのかなど	<p>バスという交通機関を利用して中心市街地へ飲みに出るという交通手段を広く市民に告知すると共に、バスを使う環境を整える事により、更に多くの人達が中心市街地へ飲みに出掛けるようになることで、中心市街地の活性化を図る。</p> <p>また、バスで中心市街地へ飲みに行けるという住環境を、宇部市に住むにあたっての魅力の1つにしたい。</p>	
事業内容	対象者	宇部市内・宇部市近辺に住む成人男女
	事業対象者数	約11万人
	事業運営スタッフ数	20人

	<p>実施内容・日程等について</p> <p>【実施内容】 宇部市交通局と協力してバスの利用を促す広告物を作成し、宇部観光料飲組合と協力して宇部市中心市街地の飲食店 50 店舗に 6 ヶ月掲示する。</p> <p>【広告物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バス利用促進広告のポスター ・ のぼり ・ バス利用促進広告を全面カラー印刷した箸袋  <p>【日程】 8 月～9 月中旬 広告物の検討・制作 9 月中旬～3 月 広告物を居酒屋にて掲示</p>
<p>事業実施により期待される効果(成果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●今まで交通事情により飲みに出掛けるのを控えていた人達を中心市街地へ集客する事により、飲み屋街の衰退を止め、中心市街地の活性化を図る。 ●公共交通機関で中心市街地へ飲みに出掛けることができるという利便性の高い住環境がある事で、宇部市に住む魅力の 1 つになる。また、宇部市近辺への新規定住者が宇部市を選ぶ判断要因の 1 つとなる。 ●日頃は路線バスを利用する事がなかった市民が、これをきっかけにバスという交通機関を利用したライフスタイルに触れる機会となる。

①収入の部

(単位：円)

費 目	金 額	内訳 (単価・数量など算定根拠)
市からの助成金	200.000	
自己資金	50.000	宇部未来会議の予算より
※合 計	250.000	

②支出の部

(単位：円)

費 目	金 額	内訳 (単価・数量など算定根拠)
印刷物	180.000	ポスター200枚 ¥100/枚 箸袋 200000枚 ¥0.8/枚
ポスター掲示用額	50.000	額 100個 ¥500/個
その他経費	20.000	ポスター・箸袋サンプル製作費、送料、事務費
※合 計	250.000	

(様式第3号)

団体概要書

団体名	宇部未来会議
活動拠点場所	宇部市
代表者の役職・氏名	会長 藤重雅明
団体設立年月日	1997年9月（活動歴 13年11ヶ月）
団体構成員数	20人（うち市内在住者数 19人）
団体の設立目的	若者による宇部市の活性化。
団体の活動分野	宇部市の活性化に関わる事
団体の活動内容	<p>宇部市活性化策の企画実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇部市中心市街地のクリスマスイルミネーション 企画運営 ・宇部まつりにおいて「野外クラブイベント@宇部まつり」企画運営 ・宇部まつりにおいて「発見！おもしろ趣味広場」企画運営 ・サッカーワールドカップ日本代表観戦イベント@銀天プラザ 企画運営 ・宇部市政への提案 ・山口ふるさと CM 大賞への作品応募
団体のこれまでの実績	平成 21 年度やまぐち県民活動パワーアップ賞 受賞

■会員一覧■

穂村将人 【市内在住】
阿瀬川紀子 【市内在住】
石崎輝正 【市内在住】
井上剛治 【市内在住】
岩村誠 【市内在住】
沖本恵美 【山陽小野田市在住】
荻野健一 【市内在住】
篠田義仁 【市内在住】
柴田裕美 【市内在住】
新谷秀明 【市内在住】
高橋成二 【市内在住】
田中純 【市内在住】
土屋亜紀子 【市内在住】
鳥飼望 【市内在住】
浜崎麻衣子 【市内在住】
林祥子 【市内在住】
原田秀一 【市内在住】
藤井智子 【市内在住】
藤重雅明 【市内在住】
藤津俊和 【市内在住】

今、来るべき新世紀に向けて何をすべきか、皆さんは何らかの意識をもって行動されているでしょう。問題は何なのか、どこにあるのか、それらを発見することは容易ではありません。たとえ、問題点が発見できても解決策を見出すのは、まだまだ困難なことです。

「皆が力を合わせれば何でもできる」そんなに物事はうまくいかないのも事実です。

しかし、皆が力を合わせれば、何かができます。今まで以上のことは必ずできるはずです。

21世紀は地方の時代です。国が進めている地方分権や規制緩和により、地方は思い切った地域の個性化競争時代に入りつつあるといえます。行政が直接関与することができない民間ベースでの経済活動や社会活動においても例が出なく、民間を含めた地域における“まちづくり活動を競う”時代の到来を意味します。

宇部市は現在まで、企業城下町として、また宇部テクノポリスの母都市として官主導のまちづくりを進めてきており、瀬戸内海の有数の工業地帯として、また21世紀に向けて飛躍する地方中核都市として着実にその整備基盤を整備しつつあります。

このような状況の中で、21世紀においても輝きを失うことなく、もっと躍進し、感動のある街“宇部”の創造に向けて、新たな視点に立ち、自立した市民・行政・経済界が一体となって行動を起こす時期にきていると考えるのもものであります。昔から「千里の道も一歩より起こる」と言います。私たちは、次世代の宇部を担う若者による明日の宇部のまちづくりのため、若者たちが活発に未来を語り、その考えを集約する場として、また、着実かつ主体的な実践団体として、宇部未来会議を設置しようとするものです。

さあ！集おう！生まれ来る未来のために

平成9年9月24日

設立発起人

若き経営者の会会長	中野 泰雄
宇部商工会議所青年部会長	湯浅 隆彦
宇部青年会議所理事長	柳屋 幸明
〃 直前理事長	末富 秀史

宇部未来会議会則

1 目的

明日の宇部を考え、宇部の未来を担う若者の相互の連携と意見交換、提言や実施活動などを行うことを通じて、宇部市の発展を図ることを目的とする。

2 構成

推薦団体から推薦された者及び役員会が認めた者で構成する。

3 運営方法

- (1) 事業年度は、7月1日を期首とし、6月30日を期末とする。
- (2) 本会は、役員会及び実行委員会で構成する。
- (3) 役員及び委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとし、任期終了後、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行う。
- (4) 運営経費は協賛金をもって充てる。但し、必要に応じて会費を徴収できる。
- (5) 本会は、オブザーバーとして、協賛団体や学識経験者などの出席を求めることができる。

4 推薦団体（順不同）

（社）宇部青年会議所、若き経営者の会、宇部商工会議所青年部、宇部ユネスコ協会青年部、青年法政大学OB会、宇部ローターアクトクラブ、その他役員会で適当と認めた団体

5 役員会

本会から推薦された役員並びに次項の委員長をもって役員会を構成する。役員会は次の事項を行う。

- (1) 本会の運営の決定
- (2) 新たな推薦団体の認定
- (3) 参加個人の認定
- (4) 三役（会長1名、副会長1名、事務局長1名）及び監事（1名）の選出
- (5) 本会要綱の制定及び改正
- (6) 事業予算及び決算の承認

6 実行委員会

本会から推薦された委員及び役員会が認めた委員をもって実行委員会を構成する。実行委員会は次の事項を行う。

- (1) 第1項の目的を達成するための具体策の計画立案及び実施に関する事項
- (2) 委員長の互選
- (3) その他本会の運営に関する事項の検討

7 会議

月例会は原則として毎月1回以上開くこととする。

8 総会

本会の総会は、毎年6月に開催する。総会は会員過半数以上の出席に依り成立し、議決は出席会員の過半数（委任状も含む）により之を決する。総会には次の事項を附議する。

- (1) 前期中の会務報告及び会計決算報告
- (2) 次期の事業計画及び会計予算報告
- (3) 役員選出
- (4) 規約の改正